

平成21年度

久留米市賃金・雇用の実態

～ 久留米市賃金・雇用実態調査より ～

久留米市商工労働部
久留米市雇用問題協議会

はじめに

久留米市と久留米市雇用問題協議会では、久留米市内の賃金実態及び雇用実態を明らかにするため、平成21年度「久留米市賃金・雇用実態調査」を実施しましたが、このたびその調査結果がまとまりましたので報告します。

本書は、

第Ⅰ部「賃金実態調査報告」

第Ⅱ部「雇用動向調査報告」

第Ⅲ部「雇用実態調査報告」

の3部で構成されており、特に第Ⅰ部の賃金実態調査に関する調査項目は、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計調査」など国の賃金調査をモデルに国や県の調査結果との比較が可能な方法で実施しています。

このように、本市の賃金実態調査は、国による賃金調査を基本とし、地域の特殊性を把握することを目的とした、いわば国の賃金調査を補完する性格を持つものです。

内容については不十分な点もあるかと思いますが、本書の特徴を十分認識されたうえでご活用いただければ幸いです。

なお、ご多用中のところ本調査にご協力いただきました事業所各位には、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

久留米市商工労働部

久留米市雇用問題協議会

久留米市賃金雇用実態調査の説明

1 調査目的

久留米市の民間事業所の賃金実態、雇用実態を把握し、今後の労働施策のための資料とするとともに、民間事業所の賃金決定、雇用管理の一助とすることを目的とする。

2 調査対象事業所と回答状況

調査対象事業所は、事業所全体で常用労働者を5人以上雇用している市内の事業所について、民間の調査機関の事業所データより抽出した。

調査対象数、回答状況は次のとおりである。

事業所の常用労働者規模	調査対象数	有効回答数	有効回答率
5人以上	1,000	608	60.8%
30人以上	309	175	56.6%

回答事業所の内訳

		5人以上		30人以上	
		事業所数	%	事業所数	%
全 体		608	100.0	175	100.0
産 業 別	建設業	108	17.8	11	6.3
	製造業	86	14.1	39	22.3
	運輸業	40	6.6	13	7.4
	情報通信業	5	0.8	1	0.6
	卸売・小売業	109	17.9	35	20.0
	飲食店・宿泊業	23	3.8	5	2.9
	金融・保険業	15	2.5	6	3.4
	医療・福祉	66	10.9	22	12.6
	教育・学習支援	20	3.3	8	4.6
	農・林・漁業	8	1.3	1	0.6
	鉱業	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	7	1.2	-	-
	不動産業	7	1.2	-	-
	複合サービス業	3	0.5	3	1.7
	サービス業(他に分類されないもの)	78	12.8	23	13.1
その他	33	5.4	8	4.6	
企 業 規 模 別	300人以上	71	11.7	33	18.9
	100～299人	71	11.7	48	27.4
	50～99人	56	9.2	47	26.9
	30～49人	64	10.5	47	26.9
	10～29人	246	40.5	-	-
	5～9人	100	16.4	-	-

注1) 定期給与、特別給与に関する賃金実態調査については、「建設業」「運輸業」「情報通信業」「飲食店・宿泊業」「金融・保険業」「教育・学習支援」「不動産業」「複合サービス業」「その他」の業種において、サンプル数が希少のため注意を要する。

注2) 定期給与・特別給与以外の各調査については、「情報通信業」「農・林・漁業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業」「複合サービス業」の業種において、サンプル数が希少のため注意を要する。

注3) 報告書では、各調査における特徴的な点について、数表等を用いながら説明しているが、上記注1) 注2) については、同様に注意を要する。

3 調査対象と調査項目

当調査では、調査項目により調査対象を次のように区分した。

調査項目	調査対象	
	常用労働者30人以上事業所	常用労働者5人以上
I. 賃金実態調査		
A 定期給与調査	○	—
B 特別給与調査	○	—
C 初任給調査	○	○
D 時間給調査	○	○
II. 雇用動向調査	○	○
III. 雇用実態調査	○	○

4 調査時期

平成 22 年 2 月実施（調査の時点は平成 21 年 6 月末）

5 調査方法

郵送調査・訪問回収

6 調査の企画と実施

企画 久留米市商工労働部 久留米市雇用問題協議会

実施 株式会社サーベイリサーチセンター九州事務所

7 留意事項

- （1）賃金実態調査においては、賃金の対前年比較、産業間比較等を行うが、各産業分類での常用労働者の増減及びパートタイマー労働者や女性労働者の割合による違いが大きく影響するため、利用にあたっては、注意が必要である。
- （2）設問によっては無回答の事業所があり、また複数回答を求めていることもあるので構成比の合計は必ずしも 100.0%とならない場合がある。
- （3）調査結果中の数値には計算上のやむをえない誤差が生じている場合がある。
- （4）表中の記号は次の通りとする
「—」回答なし（0.0%）、「▲」減少、「×」秘匿（対象者が2件以下）

目 次

第 I 部 賃金実態調査報告

A. 久留米市の定期給与水準(平成 21 年 6 月)	1
1. 調査の概要	1
(1) 定期給与水準調査の目的	1
(2) 調査対象	2
(3) 集計対象	2
(4) 調査対象期間	2
(5) 調査用語の説明	2
2. 調査結果	2
(1) 労働者 1 人あたりの月間定期給与額	2
(2) 産業別の平均定期給与額	2
(3) 規模別の平均定期給与額	3
(4) 男女別の平均定期給与額	4
(5) 全国・県と比較した定期給与の水準	5
B. 久留米市の特別給与水準(平成 20 年 1 月～12 月)	7
1. 調査の概要	7
(1) 特別給与水準調査の目的	7
(2) 調査対象	7
(3) 集計対象	7
(4) 調査対象期間	7
(5) 調査用語の説明	7
(6) その他	7
2. 調査結果	8
(1) 労働者 1 人あたりの年間特別給与額	8
(2) 産業別の平均特別給与額	8
(3) 規模別の平均特別給与額	8
(4) 男女別の平均特別給与額	9
(5) 全国・県と比較した特別給与の水準	10
C. 久留米市の新規学卒者初任給額(平成 21 年 3 月卒)	11
1. 調査の概要	11
(1) 初任給調査の目的	11
(2) 調査対象	11
(3) 集計対象	11
(4) 調査対象時点	11
(5) その他	11

2. 調査結果	12
(1) 学歴別にみた初任給額	12
(2) 初任給の対前年比上昇率	12
(3) 初任給の学歴間・男女間格差	12
(4) 初任給の産業間・規模間格差	13
(5) 新規学卒者の採用状況	13
(6) 全国と比較した初任給の水準	14
D. 久留米市のパートタイマー時間給水準（平成 21 年 6 月）	15
1. 調査の概要	15
(1) パートタイマー時間給調査の目的	15
(2) 調査対象	15
(3) 集計対象	15
(4) 調査対象時点	15
2. 調査結果	15
(1) パートタイマーの時間給額	15
(2) パートタイマーの産業別・職種別・性別構成	16

第Ⅱ部 雇用動向調査報告

久留米市の雇用動向	17
A. 調査の概要	17
(1) 雇用動向調査の目的	17
(2) 調査対象	17
(3) 集計対象	17
(4) 調査対象時期	17
(5) その他	17
B. 調査の結果	17
1. 常用労働者の構成	17
(1) 男女別構成	17
(2) 高年齢者の割合	18
(3) 障害者の割合	20
(4) パートタイマー・契約労働者の割合	21
(5) 派遣労働者の割合	23
2. 従業員の現状	24
(1) 前年同期と比べた従業員の増減（雇用 D. I.）	24
(2) 従業員の全体的な過不足状況（過不足 D. I.）	25
(3) 従業員の分野別過不足感	27

3. 正規従業員の採用方法	28
(1) 新規学卒者	28
(2) 中途採用	29
4. 今後の採用動向	31

第Ⅲ部 雇用実態調査報告

市内事業所の雇用形態等	33
A. 調査の概要	33
(1) 調査の目的	33
(2) 調査対象	33
(3) 集計対象	33
(4) 調査対象時期	33
(5) 調査結果利用上の注意	33
B. 調査の結果	34
1. 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	34
2. 就業規則	35
(1) 就業規則の作成	35
(2) 就業規則の届出	36
3. 労働条件の明示	37
(1) 労働条件の明示有無	37
(2) 労働条件の明示方法	39
4. 時間外労働	43
(1) 時間外労働協定（36協定）の有無	43
(2) 時間外労働協定の限度時間	44
5. 労働時間制度	45
(1) 変形労働時間制	45
(2) 裁量労働制	45
(3) その他の勤務制度	45
6. 週休制	46
7. 年次有給休暇制度	47
(1) 年次有給休暇制度の有無	47
(2) 年次有給休暇の付与日数	48
(3) 年次有給休暇取得率	52
8. 定年制	53
(1) 定年制の定め方	53
(2) 一律定年制の定年年齢	54
9. 男女雇用機会均等取扱等の状況	55
(1) 新規・中途採用の従業員募集	55
(2) 配置転換	55

(3) 昇進	56
(4) 雇用管理上の取扱	56
(5) 女性の能力活用のための取組	57
(6) 管理職	57
10. セクシュアルハラスメント	58
(1) セクシュアルハラスメント対策の有無	58
(2) セクシュアルハラスメント防止対策の内容	59
11. 育児・介護休業制度	60
(1) 育児休業制度	60
(2) 介護休業制度	62
12. 時間外労働	64
(1) 育児のための時間外労働の制限に関する制度	64
(2) 介護のための時間外労働の制限に関する制度	65
13. 育児・介護支援精度	66
(1) 育児支援制度	66
(2) 介護支援制度	67
14. 妊娠・出産、育児、介護を理由とする退職等の状況	68
15. 子の看護のための休暇制度	71
16. 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画	73
17. 母性保護制度	74
18. パートタイマー	75
(1) パートタイマーの雇用理由	75
(2) パートタイマーの賃金決定	75
(3) 正社員との賃金格差の有無	76
(4) 正社員との賃金格差の理由	77
(5) パートタイマーの賃金昇給状況	77
(6) 昇給時の基準となる決定項目	78
(7) パートタイマーの各種手当	79
19. パートタイマーの役割	80
(1) 正社員と職務・責任が同じパートタイマー	80
(2) 管理・監督的な役割を担うパートタイマー	81
20. パートタイマーの雇用条件	82
(1) パートタイマーの雇用契約期間	82
(2) パートタイマーの就業規則	83
(3) パートタイマーの年次有給休暇	84
(4) パートタイマーの年次有給休暇の付与日数の基準	85
(5) 年次有給休暇の「比例付与」の認知度	85
(6) パートタイマーの正社員雇用制度	87

2 1 . 労働時間	88
(1) 正社員の労働時間	88
(2) パートタイマーの1日平均労働時間	89
(3) パートタイマーの1週平均労働時間	90
2 2 . 今後の採用計画	91
(1) パートタイマー	91
(2) 派遣社員	91
(3) 契約社員	92

久留米市雇用問題協議会

久留米市雇用問題協議会は、地域の雇用・労働問題について情報や意見を収集・交換し、研究を深めながら組織的な雇用対策を推進することを目的に昭和 52 年に発足しました。

また、平成 6 年度からはそれまで勤労者福祉の向上を目的として活動してきた久留米市勤労者福祉協議会と再編統合され、今日に至っています。

構成団体・実施事業は次のとおりですが、事業主・勤労者のみなさんをはじめ市民各層からのご意見やご要望をお聴きしながら地域の雇用の安定、勤労者福祉の向上のためのいろいろな対策を行っています。ご理解とご協力を心よりお願いいたします。

構 成 団 体

久 留 米 公 共 職 業 安 定 所
久 留 米 労 働 基 準 監 督 署
福 岡 県 筑 後 労 働 者 支 援 事 務 所
福 岡 県 久 留 米 中 小 企 業 振 興 事 務 所
福 岡 県 久 留 米 高 等 技 術 専 門 校
連 合 福 岡 北 筑 後 地 域 協 議 会
久 留 米 商 工 会 議 所
福 岡 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 久 留 米 支 部
久 留 米 地 区 職 業 訓 練 協 会
久 留 米 広 域 勤 労 者 福 祉 サービスセンター
久 留 米 市
(順不同)

(事業の概要)

- ・雇用機会拡大事業
- ・就職促進・支援事業
- ・労働環境改善事業
- ・調査研究事業
- ・雇用維持事業
- ・求人開発事業
- ・労働者支援事業